

国立大学法人上越教育大学  
平成18年度 事業報告書

平成19年6月

## 大学の概要

### 1. 目標

上越教育大学は、優れた実践力を備えた教員を養成するとともに、現職教員の研修を通じてその資質向上を図ることを使命とする大学である。

このため、知の世紀における学校教育の役割と個々の人間理解を重視するとともに、教育という総体の中で「今、学校に必要なもの」を創造的に生み出す教育に関する臨床研究を、『学校』、『教師－教育内容・教育方法－子ども』、『学び』という教育現場の実際を踏まえてダイナミックに推進し、その成果に基づいて、教育・研究指導の充実・改善に積極的に取り組む。

目標とするのは、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、オンラインの特色をもつ大学であり、現職教員を含めた本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用しつつ、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との連携協力を進めながら、使命を果たしていく。

### 2. 業務

上越教育大学は、新しい理念と構想のもとに、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進するため、1978年（昭和53年）10月1日に設置された国立の大学です。

教員には教科に関する専門的学力はもちろんのこと、教育者としての使命感、人間愛に支えられた広い一般教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など専門職としての高度な資質能力が必要です。本学は、これらの要請に応えるため、主として初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）と、初等教育教員の養成を行う学部を備えた、学校教育に関する高度な理論的・実践的な教育研究の推進することを目指す「教員に開かれた大学院を中心とした新しい大学」として創設されたものです。

大学院は、学校教育研究科（修士課程）とし、主として初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を行うとともに、初等中等教育教員に高度の学習と研究の機会を与え、その理論的・実践的な能力の向上を図ることをねらいとしており、そのために、入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者を入学させることとしている。

学部は、学校教育学部とし、初等中等教育教員養成課程を置き、児童等の成長と発達に関する総合的な理解の上に、全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的としており、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育と、これに携わる教員の養成の重要性をかんがみ、学生の人間形成についても重視することとしている。

また、教員養成系としては初めて、兵庫教育大学に設置された「大学院連合学校教育学研究所（博士課程）」は、本学、兵庫教育大学、岡山大学及び鳴門教育大学の4大学が、それぞれの大学院修士課程における実績の上に、連携協力して教育・研究組織を編成し、学校教育における教育活動や教科の教育に関する実践的研究を行い、それを踏まえた高度の研究・指導能力を備えた人材を育成することを目的としている。

本学は、学部、大学院修士課程と博士課程を擁する、教育総合大学としての体勢を整え、業務を遂行している。

### 3. 事務所等の所在地

（主たる事業所） 新潟県上越市山屋敷町1番地

（主たる事業所以外）

西城地区 附属小学校 新潟県上越市西城町1丁目7番1号

学校教育総合研究センター 新潟県上越市西城町1丁目7番2号

本城地区 附属中学校 新潟県上越市本城6番2号

### 4. 資本金の状況

14,525,475千円（全額 政府出資）

### 5. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事3人、監事2人。

任期は国立大学法人法第15条の規定、国立大学法人上越教育大学学長選考規則及び国立大学法人上越教育大学理事選考規則の定めるところによる。

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
学長	渡邊 隆	平成16年4月1日 ～平成19年3月31日	昭和61年4月 上越教育大学教授 平成11年4月 上越教育大学副学長 平成15年4月 上越教育大学学長 平成16年4月 現職
理事	高田 喜久司	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	平成2年4月 上越教育大学教授 平成15年4月 上越教育大学副学長 平成16年4月 現職
理事	新宅 鉄衛	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	平成14年4月 東京学芸大学経理部長 平成16年1月 国立吉備少年自然の家 平成18年4月 所長 現職
理事 (非)	加藤 章	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	平成5年4月 上越教育大学学長 平成11年4月 盛岡大学教授 平成12年4月 盛岡大学学長 平成16年4月 現職(非) 平成17年10月 盛岡市教育委員会委員長
監事 (非)	高橋 信雄	平成18年4月1日 ～平成20年3月31日	昭和63年1月 高助合名会社社長 平成16年4月 現職(非)
監事 (非)	大原 啓資	平成18年4月1日 ～平成20年3月31日	平成4年9月 大原会計事務所長 平成16年4月 現職(非)

注) (非)は非常勤役員を示す。

## 6. 職員の状況

教員 218人（うち常勤 198人、非常勤 20人）  
職員 164人（うち常勤 103人、非常勤 61人）  
ただし、非常勤には外国人教師、ティーチングアシスタント及びティーチングサポーターは含まない。  
注）平成18年5月1日現在

## 7. 学部等の構成

学校教育学部（初等教育教員養成課程）  
大学院学校教育研究科（修士課程）  
附属小学校  
附属中学校  
附属幼稚園

## 8. 学生の状況

総学生数 2,116人  
内訳 ※（ ）は留学生で内数  
学生数（学校教育学部） 688人  
学生数（大学院学校教育研究科） 615人（27人）  
児童数 391人  
生徒数 356人  
園児数 66人  
注）平成18年5月1日現在

## 9. 設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

## 10. 主務大臣

文部科学大臣

## 11. 沿革

上越教育大学は、昭和53年6月に「国立大学設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月に本学が開学された。その後、平成15年7月に「国立大学法人法」が成立し、国立大学法人化が決定され、平成16年4月に国立大学法人上越教育大学が成立し、現在に至っている。

主な沿革は、以下のとおりである。

昭和51年 8月 文部省内に「教員大学院大学創設準備室」設置  
昭和53年 6月 「国立大学設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律」が成立し、本学の新設が決定  
10月 上越教育大学が開学  
昭和56年 4月 附属小学校、附属中学校設置（附属学校は新潟大学教育学部附属高田小・中学校を移管）  
同 第1回学部入学式挙行  
昭和58年 4月 大学院学校教育研究科設置（学校教育専攻及び教科・領域教育専攻、入学定員 140人）  
同 第1回大学院入学式挙行  
昭和59年 4月 大学院学校教育研究科に幼児教育専攻及び障害児教育専攻を増設し、入学定員を300人に改定  
平成 4年 4月 附属幼稚園設置  
平成 8年 4月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科へ構成大学として参加  
平成12年 4月 学部の入学定員を200人から160人に改定  
同 大学院学校教育研究科の専攻別入学定員を改定（学校教育専攻120人、幼児教育専攻10人、障害児教育専攻30人、教科・領域教育専攻140人）  
平成15年 7月 「国立大学法人法」が成立し、国立大学法人化が決定  
平成16年 4月 国立大学法人上越教育大学が成立

## 12. 経営協議会・教育研究評議会

### ○経営協議会委員

氏名	現職
渡邊 隆	学長
高田 喜久司	理事 兼 副学長
新宅 鉄衛	理事 兼 事務局長
戸北 凱惟	副学長
川崎 直哉	副学長
若井 彌一	附属小学校長
木浦 正幸	上越市長
佐久間 昇二	株式会社WOWOW取締役相談役
佐々木 正峰	独立行政法人国立科学博物館長
蓮見 音彦	和洋女子大学長
丸田 勲	前新潟県小学校長会会長
山極 隆	玉川大学学術研究所教授

### ○教育研究評議会評議員

氏名	現職
渡邊 隆	学長
高田 喜久司	理事 兼 副学長
戸北 凱惟	副学長
川崎 直哉	副学長
大悟法 滋	附属図書館長
濁川 明男	第一部学部主事
西 穰司	第二部学部主事
赤羽 孝之	第三部学部主事
室谷 利夫	第四部学部主事
後藤 丹	第五部学部主事
若井 彌一	附属小学校長
小林 辰至	教授
新宅 鉄衛	理事 兼 事務局長
稲葉 幸夫	総務部長
東 和憲	学務部長

事業の実施状況

I 大学の教育研究等の質の向上  
1 教育に関する実施状況  
(1) 教育の成果に関する実施状況

<b>中 期 目 標</b>	<p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、学部教育、大学院教育の成果に関する目標を次のように考える。</p> <p><b>(学部教育の目標)</b> 主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。</p> <p>そのため、教職への関心と意欲を持つ学生を全国から広く募り、教育に関する臨床研究の成果に基づいて、適切なカリキュラムを編成し、人文科学・社会科学・自然科学・芸術・スポーツについてバランスのとれた専門的な能力と、実践的な指導力など、教員に必要な基本的資質を身につけさせる。</p> <p><b>(大学院修士課程の目標)</b> 主として、現職教員の資質能力の向上に関する社会的要請に応えるべく、学校教育に関する臨床研究の成果を踏まえた理論と応用を教授し、学校現場における様々な課題に対応できる高度な実践的指導力を養成する。</p> <p>また、教員としての基本的資質能力を踏まえ、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、実践力に富む指導的な初等中等教育諸学校の教員を養成する。</p>
----------------------------	---

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p>	
<p><b>(学部教育)</b> ○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標</p> <p><b>【1】</b> 主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。教養教育については、「教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養を培う教育」と捉え、専門教育と対置せず、それと有機的連携を図ることを基本とする。 我が国・地域の歴史・文化の十</p>	<p><b>(学部教育)</b> ○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p><b>【1-1】</b> ① 学生が身に付けた知識・技能を有機的に統合し、教科指導や生徒指導等を実践できる資質能力の形成に関して、指導・助言・援助する取組を一層充実する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【1-2】</b> ② 情報リテラシーを重視した情報教育を実施する。</p>	<p>中央教育審議会答申「教職課程の質的水準の向上」に沿い、4年間の本学での学習活動において学生が身につけた知識・教員としての技能を有機的に結合する科目として全学支援体制の下学部授業科目「教職実践演習」(2単位・選択、4年次配当)を平成19年度から選択科目として開設することを決定した。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>学部学生の必修科目「教育情報基礎演習」、「教育情報応用演習」、「教育情報概論」、「情報科学概論」を通じて、教育の情報化、情報機器及び情報に関する理論を教授するとともに、新入生を対象としたセキュリティ講習、図書館における情報検索の指導や電子ジャーナル利用法の講習を行う</p>

<p>分な理解、対人関係形成能力、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図る。このため、特に協定校である米国アイオワ大学及び中国ハルビン師範大学等における定期的な語学研修機会を確保する。</p> <p>情報リテラシー教育を重視し、このための条件整備を進める。</p> <p>その他、生涯学習社会を見据えた健康スポーツ等を中心とした体験的な学び、環境問題などの社会の多様な問題を積極的に受け止める学際的な学びを重視する。</p>	<p>【1-3】</p> <p>③ 健康、スポーツ等に関する体験的・実践的な授業科目並びに、自然・環境等に関わる多様な問題を扱う学際的・体験的な授業科目の内容を充実する。</p>	<p>た。</p> <p>運動技能の習得と、自己の体力に応じた適切な負荷強度で運動が実施できる自己管理能力を養成することを目的とする「ウォータースポーツ」を平成18年度から開講した。また、平成19年度から「フィールドスポーツ」を開設することとした。</p>
<p>○卒業後の進路等に関する具体的目標</p> <p>【2】</p> <p>教員養成の目的大学として『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）を実施し、教員採用試験の合格率を高めることにより、全国トップレベルの教員就職率の維持を目指して、さらなる向上に努める。</p> <p>また、全教員採用者中の本学卒業生の割合の目標を定め、中期目標期間中の達成に努める。</p> <p>上記を含め、「教員就職率向上のための総合的戦略」（仮称）を平成16年度中にとりまとめ、計画的に実施する。</p>	<p>○卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p>【2-1】</p> <p>① 教員採用試験受験者比率の向上に努める。</p> <p>【2-2】</p> <p>② 中期計画期間中に教員就職率を65%に高めることを目指し、ベスト10以内の維持に努める。</p> <p>【2-3】</p> <p>③ 教員採用正規合格者中の本学卒業生の割合を0.2%以上とすべく、その達成に努める。</p> <p>【2-4】</p> <p>④ 教員就職率向上のための総合的戦略を実施する。</p>	<p>「教員採用試験受験への意欲を向上させるキャリア開発プログラム」の一環として、大都市圏の高校内ガイダンスでの講演、学部入学試験改革の提言、教職講座、就職ガイダンスを実施した結果、平成19年度採用教員採用試験受験者比率は昨年度比6.7ポイント増加し、72.4%となった。</p> <p>平成18年3月卒業者に占める大学院進学者が大幅に増加したことから、教員就職率は前年比6ポイント減少の60.0%となり、15位に留まった。ただし、卒業生から大学院進学者を除いたデータ比較では、73.4%で6位となる。</p> <p>教員就職率向上のための総合的戦略を継続的に実施しているが、平成18年度採用の公立学校教員正規採用者（盲・聾・養護学校、養護教員を除く）が大都市圏で大幅に増加したことから、本学卒業生の正規採用者39人の割合は、前年比0.04ポイント減少の0.19%に留まった。</p> <p>教員就職率向上のための総合的戦略として、教員採用試験情報の収集と学生への提供、「教員採用試験学習支援システム」の整備、学部2年次10月から試験直前まで続く教員採用試験対策講座を実施した。</p>
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>【3】</p> <p>大学における教育の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。</p> <p>このため、関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、卒業生、同窓生を含め、教育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。</p>	<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【3】</p> <p>教育実習先の指導教諭（卒業生、同窓生を含む）及び教育実習生を対象に調査及び意見交換会を実施し、教育現場の意見をカリキュラム改善に活かす。</p>	<p>教育実習後の学生及び実習先の指導教諭を対象した調査・意見交換の結果を実践的なカリキュラム編成の検討材料とすることとした。</p>

<p><b>(大学院修士課程)</b> ○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標</p> <p><b>【4】</b> 現職教員の資質向上と高度な実践的指導力を有する教員の養成に対する社会的ニーズに応えるため、適切な規模の学生に対し、質的に充実した内容の研修指導を実施する。 現職教員については、専修免許の取得に加え、各人の研修課題の解決に資するとともに、学校教育の現場に復帰した後に、様々な教育課題に対応できる高度な実践的指導力を養成する。 このため、教育に関する臨床研究に基づく研究指導を通じ、理論と実践のバランスのとれた能力の育成を図る。課程の修了要件については、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代える方式の導入についても検討する。 また、現職教員以外の学生で、教員志望の学生については、教員としての基本的資質能力を踏まえ、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、高度な実践的指導力を養成する。身につけるべき能力の目標としては現職教員を対象とする場合に準ずるため、附属学校等における臨床的研究を重視する。</p>	<p><b>(大学院修士課程)</b> ○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p><b>【4-1】</b> ① 高度な実践的指導力を育成するためにカリキュラムを改善する。</p> <p>-----</p> <p><b>【4-2】</b> ② 「特定の課題に係る研究成果の審査」をもって「修士論文の審査」に代える方式の導入について検討する。</p>	<p>教員養成GP「マルチコラボレーションによる実践力の形成」の成果を取り入れて、研究プロジェクトセミナー等をより臨床的、実践的な内容をもつ講義とするとともに、本学が構想する教職大学院のカリキュラムに反映させた。</p> <p>-----</p> <p>大学院設置基準の一部改正（平成19年4月1日施行）に伴い、各専攻・コースの意向調査を行った上で、学則をはじめとする関係学内規則を改正した。</p>
<p>○修了後の進路等に関する具体的目標</p> <p><b>【5】</b> 現職教員については、学校教育の現場に復帰した後、修得した専門的な知識と実践力により高い評価を受け、中核的・指導的役割を果たすことを目標とする。 現職教員以外の学生については、修得した専門的な知識と実践力により、希望者の大多数が教職に就くことを目標とする。 このため、「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」を</p>	<p>○修了後の進路等に関する具体的目標を達成するため次のことを行う。</p> <p><b>【5】</b> 「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」に基づき、教員就職率向上のための総合的戦略を実施する。</p>	<p>「教員採用試験受験への意欲を向上させるキャリア開発プログラム」を実施するとともに、新潟労働局・民間の就職支援会社等と提携し、情報提供の充実を図った。また、「大学院学生（現職教員を除く）教員養成強化研修」を実施した。</p>

<p>平成16年度中にまとめ、逐次実施していく。</p>		
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p><b>【6】</b>          大学院における研究指導の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。          このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、修了生、同窓生を含め、教育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。</p>	<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として次のことを行う。</p> <p><b>【6】</b>          現行カリキュラムによる教育成果・効果を検証するための方途として教育現場関係者との意見交換などを行い、カリキュラム改善に活かす。</p>	<p>教員養成GPシンポジウム後の各県教育委員会等との懇談会、及び都道府県教育委員会との情報交換会において、教職大学院を中心とするカリキュラムについて意見交換を行い、カリキュラム編成に活用することとした。</p>





<p>以上のほか、学部については、高等学校訪問・進学相談等を積極的に実施するとともに、いわゆるAO入試について検討する。</p> <p>大学院については、教員の研究テーマ・研究室紹介・研究シーズなどの情報公開をさらに充実させる。</p> <p>また、協定校のハルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進める。</p>	<p>する。</p> <p>【7-3】 ③ 学部について、積極的に近隣高校等への訪問・進学相談を実施する。</p> <p>【7-4】 ④ 大学院について、本学との協定校の留学生受入れの方策を含め、多様な選抜方法を開発する。</p> <p>【7-5】 ⑤ 公式ホームページで公開されている「教員スタッフプロフィール」をさらに充実する。</p>	<p>近隣高校や出願実績のある高校等を訪問し説明会や学長講演を実施した。また、県内高校にラックを設置し、本学パンフレットを配備した。</p> <p>協定校からの書類選考による推薦入試を始めとする多様な選抜方法の検討を行った。</p> <p>①「ゼミの運営状況」の項目を追加し活動状況を分かりやすくする、②「最近の研究テーマ」をキーワード3つ以内で記載し研究テーマを明示する、③「研究業績」等は過去5年以内とし最新の情報を見やすくするなどの充実を図った。</p>
<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>【8】 臨床に関わる科目を一定単位必修とする。</p> <p>他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮し、基本的なカリキュラムの構造のシンプル化について検討する。</p> <p>教師としてのキャリア開発を促進し、プロフェッショナルな教職意識をもった人材を育成するため、附属学校の活用を含む『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）の具体的計画を策定し、中期目標期間中に定着させる。</p>	<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【8】 ① 臨床に関わる科目の必修化を柱とするカリキュラムの見直しを行う。</p>	<p>学部においては「臨床教育課程論」を開設するとともに教職科目や教育実地研究の内容の改善と充実を行った。大学院では免許取得プログラム受講生対象の必修科目「教育実地研究I B（観察・参加）」を開設した。</p>
<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【9】 少人数授業、ゼミナール、実験・演習の多様化・充実を図り、教育効果を高める。</p> <p>マルチメディアを活用した教材作成、授業支援システムを導入し、中期目標期間中の定着を図る。</p> <p>授業科目の開設に当たって、学生の科目選択の幅の確保に十分配慮する。</p> <p>学生による授業評価の一層の充実を図ることにより、授業内容・方法等の改善に努める。</p> <p>特に地理的・時間的制約の多い</p>	<p>○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【9-1】 ① 講義支援システムの定着を図る。</p> <p>【9-2】 ② マルチメディアを活用した教材作成の定着を図る。</p> <p>【9-3】 ③ 学生による評価を含む授業評価システムを実施しつつ検証し、改善・充実に努める。</p>	<p>教員にシステムの説明及び利用の案内等を積極的に行った結果、全教員の約3分の2がシステムを利用するようになり、定着化が図られた。</p> <p>情報基盤センターの事業案内（u-キャンパス・ニュース）によりマルチメディア教材作成支援について案内するとともに、教材作成に当たって人的支援を行った。</p> <p>平成17年度に実施した学生による授業評価アンケート結果を報告書として纏めるとともに、本学ホームページにおいて、学生・教職員に対して公表した。また、平成18年度「学生による授業評価アンケート」の結果を直ちにフィードバックし、教員による自己評価を行い、授業内容・方法等の改善・充実に努めた。</p>

<p>現職教員を対象とした遠隔授業システムの構築計画を平成16年度中に策定し、中期目標期間中の定着を目指す。</p>		
<p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p><b>【10】</b> 履修科目・習得科目を適切に評価する方法に関し、GPA（Grade Point Average）システムの導入を検討し、平成16年度中に具体的方策を策定する。</p>	<p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【10】</b> （平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし）</p>	

**I 大学の教育研究等の質の向上**  
**1 教育に関する実施状況**  
**(3) 教育の実施体制等に関する実施状況**

<b>中 期 目 標</b>	<p>大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を作る。できるだけ弾力的な組織にして、教員人事は大学全体で行う。</p> <p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、教育環境の整備を進めるとともに、必要に応じ、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、教員養成教育の質の改善を図る。また、現職教員の多様なニーズ、バックグラウンドに応じた多様な現職教員研修システムを構築する。</p> <p>○教職員の配置          教育に関する臨床研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が、円滑に進むような弾力的な組織とし、人事は大学全体で行う。</p> <p>○教育環境の整備          教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等について、学生の意見を採り入れながら積極的に改善を図り、活用を促進する。</p> <p>○教育の質の改善、教育研究システムの改善          教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、そのフィードバックを通じて教育の質の改善を図るとともに、必要に応じ、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、教員養成と現職教員研修のパワーアップを図る。          特に大学院修士課程については、社会的ニーズを踏まえながら、より質の高い教員の養成を目的に、多様な履修形態・学習システムの検討を進める。</p>
----------------------------	---

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b>  <b>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b>  <b>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p><b>【11】</b>          大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。</p>	<p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【11-1】</b>          ① 教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。</p> <p>-----</p> <p><b>【11-2】</b>          ② 大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。</p>	<p>弾力的な教員組織の編成について検討を行い、従来、学部に配置されていた教員を平成19年4月1日付けで大学院へ所属換えすることにより大学院を部局化するとともに、平成20年4月には新たな教員組織に移行することを決定した。</p> <p>-----</p> <p>教員選考手続の迅速化及び簡素化という観点から教授以上で構成する人事の教授会で行っていた教員選考委員会の設置・委員の指名について、教育研究評議会が行うこととするなど、以下のとおり改善・充実に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員選考手続の一部変更</li> <li>・助教の任期制導入</li> </ul>

<p>○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p><b>【12】</b>        学生の意見を採り入れながら、シラバス掲載図書をはじめとする学習用図書、マルチメディアコーナーの充実等積極的に改善を図り、活用を促進する。        また、学内の情報機器利用環境の整備を進めつつ、社会の趨勢を踏まえ、学生の全員がノートパソコンを所持することについても検討する。</p>	<p>○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【12-1】</b>        ① 授業内容と関連した学習用図書、人間形成に資する教養図書を学生1人当たり1冊以上収集するとともに、シラバス掲載図書を収集する。</p> <p>-----</p> <p><b>【12-2】</b>        ② マルチメディア・コーナーの情報端末を更新し、電子的学術情報へのアクセスの高機能化を図る。</p>	<p>また、平成19年度に特任教員制度を導入することを決定した。</p> <p>授業内容と関連した学習用図書、教養図書の購入冊数は1,911冊で、学部学生1人あたりの購入冊数は2.8冊となった。        また、シラバス掲載図書に関しては、入手可能な、掲載された全ての図書91冊を収集した。</p> <p>情報基盤センターの機器更新に合わせて、マルチメディア・コーナーの情報端末を更新し、アクセスの高機能化を実現した。</p>
<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）</p> <p><b>【13】</b>        学生による授業評価及び教員の自己評価の充実・促進を図る。        教育・研究指導の質の改善につながる明確な評価が行えるよう各授業、各学生・院生に対する教育・研究指導の責任体制を教員単位で明確にする。        公開授業や授業研究会等の教員が相互評価する方策を検討・実施し、一層の授業改善に努める。</p>	<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）として、次のことを行う。</p> <p><b>【13-1】</b>        ① 学生による評価を含む授業評価システムを実施しつつ検証し、改善・充実に努める。</p> <p>-----</p> <p><b>【13-2】</b>        ② 授業並びに学生・院生に対する教育・研究指導に係る責任体制の在り方を検討し、教育・研究指導の質の改善を図る。</p>	<p>平成17年度に実施した学生による授業評価アンケート結果を報告書として纏めるとともに、本学ホームページにおいて、学生・教職員に対して公表した。また、平成18年度「学生による授業評価アンケート」の結果を直ちにフィードバックし、教員による自己評価を行い、授業内容・方法等の改善・充実に努めた。</p> <p>教育・研究指導に係る教員単位の責任体制については、平成19年4月から施行される大学院設置基準への対応と合わせて、学生単位の研究指導計画の作成等、新たな研究指導の方策を検討し、関係規則の改正等を行った。</p>
<p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> <p><b>【14】</b>        社会的なニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力、情報化等への学内外対応のためのインターフェイス機能充実の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター、障害児教育実践センター、心理教育相談室のあり方を平成16年度中に見直すとともに、情報基盤センターについて、発展的改組を視野に入れて充実を図る。</p>	<p>○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【14】</b>        （平成16・17年度に実施済み及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし）</p>	
<p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p>	<p>○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。</p>	

<p><b>【15】</b>          大学院生については、全学的に柔軟な指導体制を確立することとし、年度途中の指導教員の変更も可能とする。          特に大学院修士課程における現職教員研修について、教育委員会派遣教員対象の充実に加え、教員のバックグラウンドの多様性に応じた1年制や、地理的・時間的制約を超えた研修がこれを活用した履修制度の導入など、現職教員研修の重要性に応じた新しいシステムについて総合的に検討し、平成16年度から具体的検討に着手する。          また、現職教員を対象とする大学院修士課程については、近隣の大学との連携による設置形態の可能性についても検討する。          附属学校については、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も太いパイプと位置づけ、附属学校の教育の充実と大学における教員養成、現職教員研修の双方にメリットのあるような緊密なパートナーシップを築く。このための具体的方策について検討し、平成16年度中に実現可能なものから実施に着手する。          また、より質の高い教員の養成を目的に、多様な履修形態・学習システムについての検討を進める。</p>	<p><b>【15-1】</b>          ① 講座・分野を越えての教育研究指導体制の構築が可能なところから実現を図る。</p> <p><b>【15-2】</b>          ② 1年制、その他多様な履修形態の導入について検討する。</p> <p><b>【15-3】</b>          ③ 交流事業及びアクションリサーチの充実努めるとともに、附属学校を中心に学校現場との研究交流を推進する。</p>	<p>講座・分野を越えての教育研究指導体制の構築を図るため、大学院及び学部における転専攻・転専修等に係る学内規則等を整備した。</p> <hr/> <p>サテライトや遠隔教育を活用した履修形態について具体的検討を行った。</p> <hr/> <p>附属学校や公立学校との研究交流として、教員養成G Pプロジェクトの全体集會を次のとおり開催した。          ・第1回：平成18年5月22日（月）          ・第2回：平成18年9月30日（土）          また、研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床研究」をテーマとした公募を行い、審査の結果4件を採択した。それらの研究プロジェクトに研究協力者として大学院学生の参加を得て、附属学校や地域の学校と連携し、教育現場が抱えている諸問題を実践的立場から研究する臨床研究を重点的に推進した。</p>
--	--	--

**I 大学の教育研究等の質の向上**  
**1 教育に関する実施状況**  
**(4) 学生への支援に関する実施状況**

**中期目標** 大学の提供するサービスのユーザーであるとともに、大学に対する社会的要請の重要な発信者としての学生が、明るく充実したキャンパスライフを過ごせるよう、その学習・生活を積極的に支援する。また、ニーズや知的・人的資源が循環していく観点から、卒業生・修了生に対するアフターケアの充実を図る。

中期計画	年度計画	実施状況等
<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b> <b>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b>	<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b> <b>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</b>	
○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策  <b>【16】</b> 教育相談窓口の充実、TA、オフィスアワーの充実を図るとともに、チュートリアルシステムの導入等についても検討する。 『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』(仮称)の実施・推進の一環として、定期的なキャリアカウンセリングの実施について検討する。	○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【16】</b> 定期的なキャリアカウンセリングを実施する。	キャリアカウンセリングを以下のとおり実施した。 ・学部1年：人間教育学セミナーでの職業観の涵養を目的とした講義・演習（4・7月） ・学部2年：就職ガイダンス（6月） ・学部3年：就職ガイダンス、教員養成課程学生合宿研修での各種採用情報の提供、キャリア目標の設定（5・7・10月） ・学部4年：就職ガイダンスでの卒業・就職に向けたキャリアサポート（4・11月） ・大学院1年：就職ガイダンスでの各種採用情報の提供、キャリア目標の設定（5・7月） ・大学院2年：就職ガイダンスでの修了・就職に向けたキャリアサポート（4・11月） ・全学対象：インターンシップの体験報告会（2月）
○生活相談・就職支援等に関する具体的方策  <b>【17】</b> 生活相談、就職支援を総合的に実施する学生支援室を設置し、関係情報の収集、分析、提供、相談機能の強化・充実を図る。 卒業生・修了生に関する名簿の整備を計画的に進めるとともに、大学の情報システムの積極的活用を図り、大学情報の提供等のアフターケアの充実にも努める。	○生活相談・就職支援等に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【17-1】</b> ① 生活相談、就職支援を含む総合的な学生支援に係る業務・機能を検証し、改善・充実にも努める。  ----- <b>【17-2】</b> ② 卒業生・修了生に関する名簿について、新規卒業・修了者調査及び無返信者の確認調査を併せて行うことにより整備を進め、大学情報の提供等に活用	生活相談、就職支援を含む学生支援業務・機能を検証した結果、17年度から受け入れを開始した長期履修学生制度に基づく教育職員免許取得プログラムの受講者に対する修学、就職その他学生生活全般に関する支援体制を強化するため、「教育職員免許取得プログラム支援室」を設置するとともに、新たに学外相談員として公立学校校長経験者を1人を採用した。  ----- 名簿の調査方法のマニュアルを作成し、それに基づき、新規卒業・修了者の調査及び無返信者の電話調査を行った結果、卒業生・修了生の名簿の判明率は学部82.34%、大学院88.64%となった。また、同窓会ホームページの立ち上げを支援し、大学情報等を積極的に提供した。

	<p>する。</p> <p>【17-3】 ③ 卒業生を対象としてインターネットによる遠隔指導・相談等の支援を行う。</p>	<p>大学ホームページ上の「就職支援」に寄せられたメール相談に対して、論文添削、教員採用試験問題の送付、就職試験対策等指導を実施した。また、在学生が利用する「教員採用試験学習支援システム」を、卒業生・修了生も利用できるようなインターネット環境を整備した。</p>
<p>○経済的支援に関する具体的方策</p> <p>【18】 授業料減免措置の確保に努めるとともに、各種奨学金の受給機会を確保・拡充するため、関連情報の収集・提供に努める。また、学生宿舎、国際学生宿舎等、学生の居住環境の整備のあり方、及びキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業のあり方について、総合的に検討し、計画的に方策を講ずる。</p>	<p>○経済的支援に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【18-1】 ① 授業料減免措置の確保に努める。</p> <p>【18-2】 ② 各種奨学金及びアルバイト等経済的支援に係る情報の収集・提供に努め、奨学金の受給やアルバイトに係る機会の確保・充実に資する。</p> <p>【18-3】 ③ 学生の居住環境並びにキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業について検証し、整備・充実に努める。</p>	<p>学部・大学院を合わせて5.8%の免除率（率）を維持し、学部・大学院及び前期・後期を合わせて245人に対し半額免除を許可した。これは申請者の78.8%に相当し、申請者、許可者ともに前年度を上回る数の学生に対して経済支援を実施できた。</p> <p>各種奨学金に関する情報22件、アルバイト情報214件（3ヶ月以内の短期102件、3ヶ月以上の長期64件、家庭・塾教師48件）を提供した。また、学生支援課ホームページを新設し、奨学金の情報及びアルバイト情報を掲載した。</p> <p>福利厚生施設では、キャンパスライフの利便性を向上させるため、学生会館アンケート等を実施し、集計結果に基づき、食堂、喫茶室、及び売店と協議の上、可能なものから以下改善策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売店・食堂：価格改定、メニューの充実等</li> <li>・学生宿舎：二人部屋の個室化、清掃内容の見直し、男女棟の完全分離化</li> </ul> <p>さらに、食堂業務委託業者の選定を行い、さらなるサービスの向上に努めた。</p>
<p>○社会人・留学生等に対する配慮</p> <p>【19】 教育委員会派遣教員をはじめ、社会人・世帯向け宿舎の生活環境整備を図る。 また、国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実を図る。</p>	<p>○社会人・留学生等に対する配慮として、次のことを行う。</p> <p>【19-1】 ① 教育委員会派遣教員をはじめとする社会人及び世帯向け宿舎の生活環境を検証し、整備・充実に努める。</p> <p>【19-2】 ② 留学生の学習、生活支援に関する機能・事業について検証し、国際交流推進後援会と連携して、改善・充実を図る。</p>	<p>学生宿舎では、学生宿舎アンケートを実施し、以下の整備充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二人部屋の個室化</li> <li>・清掃内容の見直し（清掃箇所ごとの回数）</li> <li>・男女棟の完全分離化</li> </ul> <p>主な支援策として、以下のとおり新たな体制を整備するとともに、各組織との連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援：「日本語補講」の一部単位化「J.TEST」の参加者、講評方法の改善</li> <li>・生活支援：「各種奨学金受給候補者選考基準」、「危機管理」の検証</li> <li>・その他の支援：「留学生オリエンテーション」の充実、「外国人留学生との意見交換会」の改善</li> </ul>



**1 大学の教育研究等の質の向上**  
**2 研究に関する実施状況**  
**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況**

<b>中期目標</b>	<p>知の世紀における学校教育の役割と個々の人間理解を重視するとともに、教育という総体の中で「今、学校に必要なもの」を創造的に生み出す教育に関する臨床研究を、『学校』、『教師－教育内容・教育方法－子ども』、『学び』という教育現場の実際を踏まえてダイナミックに推進し、その成果に基づいて教育・研究指導の充実・改善に積極的に取り組む。</p> <p>教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、その成果を学校教育現場に還元する。</p> <p>また、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、新たな教員養成カリキュラムを提案する。</p> <p>教育に関する臨床研究の推進に当たっては、現職教員の研修における教育・研究指導を通じた研究、さらにその成果を教育・研究指導に還元しうる研究の推進にも意を用いる。</p>
-------------	---

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p>		
<p>○目指すべき研究の方向性</p> <p><b>【20】</b>            現職教員と教育・研究指導を通して連携するという本学の特色を生かしながら『学校』、『教師－教育内容・教育方法－子ども』、『学び』という教育現場の実際を踏まえた研究として、教育に関する臨床研究を推進する。この教育に関する臨床研究は、児童・生徒を前にした教育臨床と、この臨床を支える目的を持った基礎的・開発的・応用的研究の総体とする。その実現に向けて以下の取組を行う。</p> <p>教育に関する臨床研究の推進とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく大学院博士課程について可能性等の検討を行う。</p>	<p><b>【20】</b>            (平成19年度から実施予定のため、平成18年度年度計画なし)</p>	
<p>○大学として重点的に取り組む領域</p>	<p>○大学として重点的に取り組む領域に関し、次のことを行う。</p>	

<p>【21】 現職教員と教育・研究指導を通して連携しようという本学の特色を生かしながら、学校教育現場と協力し、子ども達の日常的な観察・分析から、望ましい学校教育のあり方について総合的に探究し、子ども達の学習活動に直接フィードバックできる開発研究に重点を置く。</p>	<p>【21】 開発研究プロジェクトを主として上越地域の小・中学校と協力して実施する。</p>	<p>附属小学校を含む近隣11小中学校と連携し、教員養成G Pの研究プロジェクト11件を2年間にわたり実施し完了した。主な成果は以下のとおり。 ・教員養成G Pプロジェクト全体集会の開催 ・4回のシンポジウムの開催 ・教育コンテンツの開発・公開 ・大学院授業「研究プロジェクトセミナー」の実施 ・報告書の配布及び成果のホームページ公開</p>
<p>○成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>【22】 教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、その成果を教員養成カリキュラムや学校教育現場における教育実践に還元する。このため、附属学校での教育実践や研究会を活用した機会の設定や、出版・講演・講習会等の対外事業に対する支援策を講ずる。 学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、新たな教員養成カリキュラムを研究し、他の教員養成大学・学部等の活用に資することを目指す。この際、学部・大学院6年一貫の教員養成に関する研究など、学部学生を主な対象とする教員養成と、現職教員に対する研修を融合したカリキュラム研究も推進する。</p>	<p>○成果の社会への還元に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【22-1】 ① 附属学校、公立学校等との共同研究テーマ策定理念及び意向調査の結果を踏まえ、共同研究を実施する。</p> <p>【22-2】 ② 各センター及び関係講座・分野が連動し、現職教員のための「教育実践セミナー」を実施する。</p> <p>【22-3】 ③ 現職教員の教育活動に資するため、研究成果を還元する出版事業及び本学からの指導助言者に対する援助や協力の在り方について検討し、可能なものから実施する。</p> <p>【22-4】 ④ 教員養成G P等の研究成果を踏まえ教職大学院カリキュラムに反映させる。</p> <p>【22-5】 ⑤ 学校現場の教育課題に対応した学校教育プログラムと大学の教師教育プログラムの開発を通して、他の教員養成大学・学部等における活用並びに現職教員に対する研修を融合した新たな教員養成カリキュラムを開発する。</p>	<p>上越教育大学研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」をテーマとして、平成17年度からの継続分8件を完了し、今年度新たに4件のプロジェクトを採択し、共同研究を実施した。</p> <p>各センター、関係講座・分野で連動した以下の教育実践セミナーを実施した。 ・実践的歌唱指導講座－発声の基礎から歌唱の練習方法まで－ ・上越 技術と家庭科教育の会 ・学校教育総合研究センターと上越理科教育センター共催「教育実践セミナー」 (5回) ・教育実践研究論文の書き方について ・総合的学習シンポジウム</p> <p>教員の研究成果の出版に対する助成及び本学からの指導助言者に対する援助・協力として、学会誘致に際しての施設利用料を一部援助することや上越観光コンベンション協会の補助金事業を周知することとした。</p> <p>教員養成G Pプロジェクトの成果をとりまとめ、教職大学院のカリキュラムの編成に反映させた。</p> <p>教育コンテンツをホームページ上に公開し、他大学及び現職教員の活用に資することにした。また、アクションリサーチに基づく新たな教員養成カリキュラムとして、教職大学院のカリキュラムを作成した。</p>
<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <p>【23】 大学における研究の成果・効果</p>	<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【23-1】 ① 教育委員会や学校教育現場関係者と</p>	<p>平成18年10月から学長を中心に13の県及び市教育委員会訪問を実施したほか、平成19年2月13日</p>

を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。

このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、他の教員養成大学教員も含めたシンポジウム等の開催を計画的に行う。

の意見交換会を実施する。

【23-2】

② 教育委員会をはじめとする教育機関、学校教育関係者、他の教員養成大学教員等を対象に、教員養成GPの研究成果を発表するためのシンポジウム等を開催する。

(火)に9都県の教育委員会の現職教員派遣担当者を招き情報交換会を実施した。

教員養成GPシンポジウム「大学院における教員養成プログラムの最前線ー学校現場と連携した人材育成ー」を以下のように開催し、教育関係者一般に対して広く成果発表を行った。

- ・9月30日(土):本学
- ・11月4日(土):名古屋市 ソフィテルザサイプレス名古屋
- ・11月5日(日):東京都 学術総合センター
- ・11月18日(土):新潟市 新潟東急イン

特色GPシンポジウム「学級経営能力・教科指導力の育成を高める教員養成カリキュラムをどのように構築するかー教員養成カリキュラムと学校現場との乖離の克服ー」を2月23日(金)に本学で開催した。

**1 大学の教育研究等の質の向上**  
**2 研究に関する実施状況**  
**(2) 研究実施体制等の整備に関する実施状況**

<b>中期目標</b>	教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、多様で柔軟な研究実施体制を確立するとともに、附属学校とのパートナーシップの確立を第一に、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関を目指す。
-------------	--

中期計画	年度計画	実施状況等
<b>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b> <b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b>	<b>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b> <b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b>	
○適切な研究者等の配置に関する具体的方策  <b>【24】</b> 大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。	○適切な研究者等の配置に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【24-1】</b> ① 教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。  <b>【24-2】</b> ② 大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。	弾力的な教員組織の編成について検討を行い、従来、学部に配置されていた教員を平成19年4月1日付けで大学院へ所属換えすることにより大学院を部局化するとともに、平成20年4月には新たな教員組織に移行することを決定した。  教員選考手続の迅速化及び簡素化という観点から教授以上で構成する人事の教授会で行っていた教員選考委員会の設置・委員の指名について、教育研究評議会が行うこととするなど、以下のとおり改善・充実に努めた。 ・教員選考手続の一部変更 ・助教の任期制導入 また、平成19年度に特任教員制度を導入することを決定した。
○研究資金の配分システムに関する具体的方策  <b>【25】</b> 研究を教育・研究指導との関連で評価し、その結果を研究資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。	○研究資金の配分システムに関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【25】</b> 研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。	「平成17年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について」を検証の上、平成18年度配分基準を決定し、配分した。配分後、改めて各講座・分野等から意見を聴取し、同配分基準を改善することとした。
○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策	○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策として、次のこと	

<p>【26】 教材開発など、教員養成に関連した特許等の創出の可能性、奨励策について検討する。 知的財産の取扱いに関する方針を平成16年度中に策定するとともに、学内教職員を対象とする講演会の計画的開催など、啓発に努める。</p>	<p>を行う。 【26】 (平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし)</p>	
<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <p>【27】 大学における研究の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。 このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、他の教員養成大学教員も含めたシンポジウム等の開催を計画的に行う。 評価及び評価結果の反映については、各教員の改善努力を基本としつつ、研究資金配分への適切な反映を図る。</p>	<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【27-1】 ① 教育委員会や学校教育現場関係者との意見交換会を実施する。</p> <p>【27-2】 ② 教育委員会をはじめとする教育機関、学校教育関係者、他の教員養成大学教員等を対象に、教員養成GPの研究成果を発表するためのシンポジウム等を開催する。</p> <p>【27-3】 ③ 研究資金の配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。</p>	<p>平成18年10月から学長を中心に13の県及び市教育委員会訪問を実施したほか、平成19年2月13日(火)に9都県の教育委員会の現職教員派遣担当者を招き情報交換会を実施した。</p> <p>教員養成GPシンポジウム「大学院における教員養成プログラムの最前線ー学校現場と連携した人材育成ー」を以下のように開催し、教育関係者一般に対して広く成果発表を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月30日(土)：本学</li> <li>・11月4日(土)：名古屋市 ソフィテルザサイプレス名古屋</li> <li>・11月5日(日)：東京都 学術総合センター</li> <li>・11月18日(土)：新潟市 新潟東急イン</li> </ul> <p>特色GPシンポジウム「学級経営能力・教科指導力の育成を高める教員養成カリキュラムをどのように構築するかー教員養成カリキュラムと学校現場との乖離の克服ー」を2月23日(金)に本学で開催した。</p> <p>「平成17年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について」を検証の上、平成18年度配分基準を決定し、配分した。配分後、改めて各講座・分野等から意見を聴取し、同配分基準を改善することとした。</p>
<p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <p>【28】 社会的な研究ニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力等、学内外対応のためのインターフェイス機能の充実・発展の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター等のあり方の検討を進め、平成16年度中に見直す。</p>	<p>○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【28】 (平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし)</p>	
<p>○学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項</p>	<p>○学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。</p>	

<p><b>【29】</b>          附属学校教員を含め、所属する教育研究組織にとられずに実施する教育実践に関する共同研究に助成し、その成果を大学院の教育プログラムとして活用するプロジェクト研究の事業効果を高める方向で一層充実させる。          附属学校とのパートナーシップの確立を第一に、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との研究上の連携協力を進める。          附属図書館における学術情報収集・保存、提供機能を電子図書館的機能の向上を含め、強化する。</p>	<p><b>【29-1】</b>          ① 教育実践に関する共同研究に助成し、その成果を大学院の教育プログラムとして活用するプロジェクト研究の事業効果を高める方向で一層充実させる。</p> <hr/> <p><b>【29-2】</b>          ② 小・中学校等と連携・協力を積極的に推進していく。</p> <hr/> <p><b>【29-3】</b>          ③ 学術情報の収集・保存、提供機能を強化し、電子図書館機能の向上に努める。</p>	<p>上越教育大学研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」をテーマとして、平成17年度からの継続分8件を完了し、今年度新たに4件のプロジェクトを追加し、共同研究を実施した。          また、本研究プロジェクトをシーズとした教員養成GPで作成した教育コンテンツを大学院の教育プログラムに活用した。</p> <hr/> <p>上越教育大学研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」をテーマとして12件の共同研究、教員養成GPの研究プロジェクトで11件の共同研究をそれぞれ実施した。</p> <hr/> <p>学術情報の収集・保存、提供機能を強化するため、教育系大学の電子ジャーナルコンソーシアムに参加し、アクセス可能タイトル数を約4,900から約6,000に拡充した。</p>
--	---	---

**I 大学の教育研究等の質の向上**  
**3 その他の実施状況**  
**(1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況**

**中期目標** 教員養成にとって、地域の歴史・文化・経済・産業と結びついた特色ある教育研究の展開が重要であり、地域の発展にも貢献しうるものであることから、こうした知的資源の地域貢献への活用に大学として組織的・総合的に取り組み、地域に頼られる大学を目指す。  
 また、お互いの大学の特色が生きて、その特色が一層伸長できる国、大学、分野を重点に国際交流を推進する。

中期計画	年度計画	実施状況等
<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>3 その他の目標を達成するための措置</b> <b>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</b>	<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>3 その他の目標を達成するための措置</b> <b>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</b>	
○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策  <b>【30】</b> 大学に対する地域のニーズの的確な把握、地域貢献事業の企画・実施、連絡調整等、地域社会等との連携・協力を推進するため地域連携推進室の機能等の充実を図る。 地域の学校教員に対する学校コンサルテーション事業を組織的かつ積極的に推進する。 地域の学術・医療・福祉・文化振興の期待を集める新潟県立看護大学との連携を進めるため、教育プログラムの相互支援など、具体的推進策についての合意を平成16年度中に形成する。 大学施設（図書館、体育施設等）の地域開放を積極的に進め、このために必要な施設設備の整備を進める。	○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策として、次のことを行う。  <b>【30-1】</b> ① 教育委員会及び学校に対する調査の分析結果により、より組織的かつ積極的に学校コンサルテーション事業を推進する。  <b>【30-2】</b> ② 新潟県立看護大学と連携し、教育プログラムの相互支援を実施する。  <b>【30-3】</b> ③ 大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから整備に努める。  <b>【30-4】</b> ④ 公開講座、講演会、シンポジウム等で施設開放を積極的に行う。	産学官連携研究プロジェクト「バードアイシステムの構築による学校評価支援に関する研究」を開始し、学校評価による問題把握と解決の取組を学校コンサルテーション事業にリンクさせ、教育現場の改善・開発を組織的に支援することにした。  本学と新潟県立看護大学との連携協議会で協議し、教育プログラムの相互支援の一環として、以下のとおり共催事業を実施した。 ・平成18年5月～平成19年3月、「上越はつらつ元気塾」 ・平成18年6月、「いのち教育フォーラム」 ・平成18年12月、「2006食育フォーラム」  大学施設の地域開放を推進するため、以下の施設整備等を実施した。 ・施設利用案内を大学ホームページへ掲載 ・学外者用駐車場の拡充拡大 ・身障者用手すりの増設 ・自然観察路（緑の小道）の補修 ・上越市地域防災計画等に基づく避難所として指定されている附属小学校体育館の耐震改修  公開講座等で以下のとおり施設開放を行った。 ・公開講座（4～2月）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上越はつらつ元気塾（5月）、</li> <li>・いのち教育フォーラム、文楽の音楽、出前講座大学見学会（6月） など</li> </ul> また、市民の図書管利用、貸し出しの機会を拡大した。
○産学官連携の推進に関する具体的方策  <b>【31】</b> 教育をめぐる産学官連携の推進を進める、そのための連携のあり方や社会と時代が求める人材等に関する調査研究を進め、『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）に反映する。	○産学官連携の推進に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【31】</b> （平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし）	
○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策  <b>【32】</b> 本学の知的・人的・物的資源（教員、図書館等）を通して、新潟県立看護大学との連携及び協力を進める。	○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【32】</b> 新潟県立看護大学と連携し、教育プログラムの相互支援を実施する。	本学と新潟県立看護大学との連携協議会で協議し、教育プログラムの相互支援の一環として、以下のとおり共催事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年5月～平成19年3月、「上越はつらつ元気塾」</li> <li>・平成18年6月、「いのち教育フォーラム」</li> <li>・平成18年12月、「2006食育フォーラム」</li> </ul>
○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策  <b>【33】</b> 本学が教員養成大学として、英語教育強化の重要性、アジア等の異文化理解の重要性を踏まえ、特色の一層の伸長が期待できる分野、対象国、事業を精選して推進するための方針を平成16年度中に策定する。 国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実を図る。また、協定校のハルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進め、中期目標期間中、留学生受入数の増加を目指す。 併せて、学生のニーズも踏まえ、英語圏への留学機会の確保と、キャンパスの国際化を進め、これからの教育的人材に求められる国際的資質の育成を図る。	○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【33-1】</b> ① 協定校との留学生交流等の国際交流推進に関する基本方針に沿って、国際交流を推進する。  <b>【33-2】</b> ② 留学生の学習、生活支援に関する機能・事業について検証し、国際交流推進後援会と連携して、その改善・充実を図る。  <b>【33-3】</b> ③ 留学生の適切な受入れに留意し、協定校からの短期留学生などの多様な留学生の受入れを推進する。	協定校との留学生交流等の国際交流推進に関する基本方針に沿って以下の取組みを推進した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立嘉義大学（台湾；10月4日）、内蒙古民族大学（中国；10月24日）との交流協定を新規に締結</li> <li>・アイオワ大学（アメリカ）との交流協定、ハルビン師範大学（中国）との研究生受入に関する協定を5月に更新</li> <li>・学内公募による「海外との研究交流」事業（派遣4件、招へい1件）を実施</li> <li>・海外教育（特別）研究において、オーストラリアのウエストミンスター・スクール（9月）、韓国教員大学校（8～9月）を訪問</li> <li>・特別支援領域におけるハルビン師範大学への講師派遣を実施（9月）</li> </ul> 主な支援策として、以下のとおり新たな体制を整備するとともに、各組織との連携を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援：「日本語補講」の一部単位化「J.TEST」の参加者、講評方法の改善</li> <li>・生活支援：「各種奨学金受給候補者選考基準」、「危機管理」の検証</li> <li>・その他の支援：「留学生オリエンテーション」の充実、「外国人留学生との意見交換会」の改善</li> </ul> 協定校等からの留学生受入れを推進するため以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハルビン師範大学（中国）からの留学生受入れに関する協定の更新（5月）</li> <li>・内蒙古民族大学（中国）からの研修生（教員）受入れに関する協定の締結（10月）</li> </ul>



	<p>【33-4】 ④ 協定校との学生交流や短期留学など、海外における研修機会の充実を図るとともに、学内外における留学生等との交流を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学生支援機構に協定校からの平成19年度短期留学生受入れを申請（12月）</li> <li>・教員研修留学生プログラム及び日本語・日本文化研修留学生プログラムの改善（10月）</li> </ul> <p>学内外における留学生等との交流を推進するため、以下の取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度文部科学省国際化推進プログラム（海外実習による異文化マインドの育成）の実施</li> <li>・海外の教育現場でのインターンシップを内容とする大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」のプログラム開発及び科目開設</li> <li>・留学生チューターを希望する学生の登録</li> <li>・外国人留学生との意見交換会の実施</li> <li>・上越国際交流会との連携による各種交流事業の実施</li> </ul>
<p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <p>【34】 協定校との学生交流を積極的に奨励・推進する。 「現職教員の研修プログラム」や、「教育実習プログラム」等を通じた国際貢献の可能性について検討する。 この際、JICA等の国際貢献に実績のある機関・団体との連携を考慮する。</p>	<p>○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【34】 教育・人づくり領域における国際貢献について、他機関との連携を考慮の上、検討及び推進する。</p>	<p>特別支援領域におけるハルビン師範大学との連携事業として、同大学への講師派遣を実施した（9月）。また、内蒙古民族大学（中国）から研修生（教員）を本学大学院修士課程に受け入れるための協定を取り交わした（10月）。</p>

**I 大学の教育研究等の質の向上**  
**3 その他の実施状況**  
**(2) 附属学校に関する実施状況**

**中期目標** 教育に関する臨床研究を推進するため、大学と附属学校間での実践的なパートナーシップの確立を第一目標とし、大学が志向する教員養成、教員研修、地域貢献等の一環として、大学-附属学校の知的・人的資源のダイナミックな循環を実現する。  
 大学と附属学校間の連携を強化し、学校教育の課題を先取りしたカリキュラム研究及び総合学習に関する研究を重点的に推進する。これに加えて学校教育に対する社会的ニーズを拾い上げ、新たな課題解決に向けて取り組む大学・附属学校の共同プロジェクトを企画・実行するとともに、教育に関するモデルとなるよう地域と附属学校・大学が一体となった取組を進める。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>3 その他の目標を達成するための措置</b>  <b>(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置</b></p>		
<p>○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策</p> <p><b>【35】</b>      大学と教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も太いパイプとして、附属学校を位置づける。これに則り、附属学校側の教育実践と、大学側の教員養成・教員研修の双方にメリットを生むような緊密なパートナーシップを築く。      そのため、附属学校の特色を生かした教育課程開発や活動・単元開発から臨床応用までの教育研究を企画実施し、研究と実践を結びつけた「アクションリサーチ」を導入する。      大学と附属学校の互恵的なアクションリサーチ推進のため、大学教員による附属学校の授業担当、附属学校教員による大学授業への参画、大学院・学部学生による授業協力や子どもたちとの交流を推</p>	<p>○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【35-1】</b>      ① 交流事業や研究プロジェクト等の中からアクションリサーチを附属学校の教育課程に位置づけて実施する。</p> <p>-----</p> <p><b>【35-2】</b>      ② 「実践セミナー」・「実践場面分析演習」等、教育現場と密接な関係をもつ授業科目について、附属学校と連携して授業運営を行う。</p>	<p>研究会共同研究20件、教員養成GP2件、研究プロジェクト(学内)4件、学校教育総合研究センター各分野の研究プロジェクト2件において、大学教員の研究協力者と附属学校教員が連携し、アクションリサーチを附属学校の教育課程に位置づけて実施した。</p> <p>-----</p> <p>附属学校と連携した授業運営を行うため、「実践セミナー」・「実践場面分析演習」等の授業方法及び附属学校との手続きを整備し、教育現場及び子どもたちとの交流を意識した授業運営を行った。</p>

<p>進する。また、このための具体的な形態、教育課程上の位置づけ、大学と附属学校間で相互に守るべきルール等について、平成16年度中に検討し、逐次実施する。</p>		
<p>○学校運営の改善に関する具体的方策</p> <p><b>【36】</b> 大学と附属学校の緊密なパートナーシップの下、先進的な教育研究を通して、公私立学校への貢献を一層拡充する。そのため附属学校を、大学の地域貢献のインターフェイスとして明確に位置づける。 各附属学校長のリーダーシップの下に、学校運営に関する自己点検・評価を行い、それに基づいて改善のための具体的方策を立てて実行する。 学校評議員制度を活用し、学校評議員の意見を学校運営に適切に反映させることにより、附属学校の教育と研究の活性化を図る。 附属学校における子どもの安全確保のための危機管理対策を十分に講ずる。</p>	<p>○学校運営の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【36-1】</b> ① 附属学校の教育研究やプロジェクト研究の成果を、HP等で公表するとともに教育図書として刊行する。</p> <p><b>【36-2】</b> ② 附属学校の開催する教育研究発表会やプロジェクト研究において、大学教員、大学院生等との共同研究の場を設け、研究成果の公開を行う。</p> <p><b>【36-3】</b> ③ 附属学校と大学教員の連携を強化し、各附属学校研究協議会を開催し、広く公立学校との意見交流を図る。</p> <p><b>【36-4】</b> ④ 学校運営のグランドデザインとその結果について、自己点検・評価と保護者や学校評議員等からの評価（外部評価）を併せて活用し、学校運営の継続的・発展的な改善を目指す。</p> <p><b>【36-5】</b> ⑤ 年2回の学校評議員会を開催し、学校運営のグランドデザインとその結果について意見を聞き、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会で検討し、学校運営に資する。</p> <p><b>【36-6】</b> ⑥ 子どもの安全を確保する各種の訓練や定期点検を実施しつつ、マニュアルの見直しなどの改善を行う。</p>	<p>研究成果を公表するため、教育実践に関する研究協議会を開催するとともに、「関係力（附属小学校）」、「新たな単元開発への挑戦！（附属中学校）」、「なかまとともに（附属幼稚園）」等の教育図書として刊行した。 また、各附属学校園ともホームページで、成果の概略を公表した。</p> <p>附属幼稚園は10月4日に、附属小学校は6月22日・23日に、附属中学校は10月13日に教育研究会を開催した。また、大学教員、大学院生等と附属学校教員との研究プロジェクト6件を行い、ホームページで成果の概略を公表した。</p> <p>各附属学校において大学教員、公立学校教諭等を研究協力者とし、年数回の研究・協議、打合せを経て、附属幼稚園は10月4日に（205名参加）、附属小学校は6月22日・23日に（延べ1,079名参加）、附属中学校は10月13日に（452名参加）教育研究会を開催し、意見交流を行った。</p> <p>各附属学校園とも、グランドデザインを年度当初に策定し、それに基づき学校運営を行った。また、アンケート形式による保護者からの評価を受けるとともに、学校評議員会の評価を受け、その結果を職員会議で検討・協議し、次年度の改善策を立案した。</p> <p>各附属学校園とも、学校評議員会を年2回開催して学校運営のグランドデザインに基づく学校評価結果（職員評価、保護者評価）を説明し、意見を聞いた。学校評議員からの意見については、各附属学校園において検討を行い、学校運営の改善を図った。</p> <p>年度当初に、前年度の訓練の見直しを加味した危機管理マニュアルを作成し、不審者対応を中心に職員で共通理解を図った上で、附属幼稚園では6回、附属小学校では3回、附属中学校では2回の訓練を実施した。さらに毎月、安全点検日を設け、全職員で管理箇所を分担して点検を実施した。</p>
<p>○附属学校の教育実践等に関する具体的方策</p> <p><b>【37】</b> これからの時代にふさわしい幼稚園教育及び小・中学校教育のあり方を理論と実践の両側面から大学と共同で研究するとともに、一</p>	<p>○附属学校の教育実践等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【37-1】</b> ① 附属学校間の連携を図るため、校長・副校長で構成する業務連絡会や連絡入学に係る担当教員連絡会を開催し、子どもの学習と生活に係る連絡を密に</p>	<p>附属学校間の連携を強化するため、業務連絡会を計9回開催した。また、幼一小間で2回、小一中間で1回、それぞれ担当教員連絡会を実施し、子どもの学業面、生活面、健康、アレルギー等について情報交換等を行った。</p>

人ひとりの子どもに立脚した教育課程及び指導法を開発し、その成果を公開、発信するモデル校として、地域や子どものニーズに即した教育実践に取り組む。  
附属学校の設置目的を踏まえつつ、各校園における教育目標は次のとおりとする。

#### 〈幼稚園〉

豊かな森に囲まれた広々とした自然を生かし、遊びを中心とした環境を構成し、明るく楽しく、のびのびと健康的に過ごせる園生活を展開する。「太陽・土・水の大好きな子どもたち」をスローガンとし、「元気な子ども・やさしい子ども・考える子ども」を目標に、環境を通して行う幼稚園教育の具現を図っていく。こうした教育を通して、豊かな心とたくましさを備えた、心身ともにすこやかな子どもの育成を目指す。

#### 〈小学校〉

体験・活動を重視し、学習内容と結びつけた「知の総合化」を図る教育課程を編成する。総合単元活動、総合教科活動、心の活動といった子どもの発達に即した独自の教育活動を設定して、目標とする「生き生きとした子ども」が育つ学校の具現を図っていく。生き生きと学び、主体的に活動する教育実践を通して、自主性、社会性、創造性豊かな、心身ともに健全な子どもの育成を目指す。

#### 〈中学校〉

自分を知るとともに、現代の諸課題の解決に立ち向かえるような確かな学力と豊かな知的好奇心・実践力を育む学びの総合化を図る。総合的な学習（当校ではグローバルセミナー）の実践成果を基に、必修教科及び選択教科と総合的な学習の関連を密にした教育課程を編成し実践する。「確かな学力、響く歌声、あふれる探求心」を目標に教育活動を展開することにより、民主的社会の発展に寄与する、人間性豊かな、たくましい子どもの育成を目指す。

する。

#### 【37-2】

- ② 各附属学校の設置目的を踏まえ、教育実践の成果を検証し、改善を図ること、教育目標の実現に取り組む。

各附属学校における教育実践の成果について内部評価及び外部評価を実施し、評価結果の分析・検討を経て改善を図ることにより、教育目標の実現に取り組んだ。

<p>○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策</p> <p><b>【38】</b>  附属学校の設置目的を踏まえできる限り多様な子どもによる学級編制を進める。その際、連絡入学を基本に据えながらも、より望ましいあり方について、現在の方法の見直しを含めて検討する。</p>	<p>○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【38】</b>  入学者についての多角的な調査結果を踏まえ、応募者増や入学者選抜方法の改善に取り組む。</p>	<p>応募者増を図るために、3校合同パンフレット及び新聞折込広告の作成・配布を行った。また、附属中学校では定員確保に向けた学校説明会等の充実、選考日程の検討等を行った。</p>
<p>○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策</p> <p><b>【39】</b>  公立学校との人事交流による附属学校教員については、県教育委員会との円滑な人事交流を図りつつ、その教育活動を通して、教育研究法の修得及び指導法の修得、研究発表能力の向上等について、体系的な教職員研修の一環として位置づけられるような対応を検討する。</p>	<p>○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【39】</b>  附属学校教員が教育活動を通して、教育研究法及び指導法を習得し、研究発表能力の向上等が図られるよう、体系的な研修の構築に取り組み、可能なものから実施する。</p>	<p>附属学校教員の教育活動を通じた職能成長のために、「公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策について」に基づき、週1回の校内研究研修を実施した他、県教育委員会が主催する各種研修会に教員を派遣した。</p>

**II 業務運営の改善及び効率化**  
**1 運営体制の改善に関する実施状況**

**中期目標** 大学の基本的な目標に基づき、大学構成員全員の目標に向けた求心力を高め、利害を持つ大学外の全ての者にアピールする観点から大学の進む方向を戦略的にまとめ、実施する体制を実現する。この方針を全教職員が共有して、学長のリーダーシップの下、単科大学としての特性を十分生かしつつ、教職員一体の効率的・効果的な組織運営、戦略的な学内資源配分を目指す。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <p><b>【40】</b>            大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化する。</p>	<p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【40】</b>            (平成16・17年度に実施済のため、平成18年度年度計画なし)</p>	<p>企画立案部門である総合企画室その他のエンジン部門について、H16年度からの活動状況及びニーズの変化に対応するため見直しを実施した。これにより当初設置した5室1本部のうち、学生支援室、カリキュラム企画室を廃止し、新たに評価支援室を設置した。さらに、「危機管理室」及び「広報室」の設置を決定した。</p>
<p>○運営組織の効率的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策</p> <p><b>【41】</b>            法令に基づく運営組織について、設置趣旨に沿った適切な運用を図る。            大学運営については、学問の自由とそれに由来する大学の自治の趣旨を踏まえつつ、教職員一体の運営を基本とし、単科大学としてのメリットを最大限に生かせるよう、各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図り、効率的・機動的な運営を図る。            学長が健全なリーダーシップを発揮できるよう、教職員の提案、意見開陳の機会を確保する適切な</p>	<p>○運営組織の効率的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策として、つぎのことを行う。</p> <p><b>【41】</b>            各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図る。</p>	<p>法人化以降2年間の各種委員会の運営状況を踏まえ、審議事項や構成員等の見直し(案)をとりまとめた上で、各委員会設置規程の改正を行った。</p>

<p>システムを構築する。</p> <p>○全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <p><b>【42】</b> 大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。 教育・研究指導、地域貢献等を全学的に評価、資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。</p>	<p>○全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【42-1】</b> ① 教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。</p> <p><b>【42-2】</b> ② 大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。</p> <p><b>【42-3】</b> ③ 昨年度策定した新しい評価基準に基づき研究資金配分を実施すると共に、配分システムの検証を行い、改善・充実に努める。</p>	<p>弾力的な教員組織の編成について検討を行い、従来、学部配置されていた教員を平成19年4月1日付けで大学院へ所属換えすることにより大学院を部局化するとともに、平成20年4月には新たな教員組織に移行することを決定した。</p> <p>教員選考手続の迅速化及び簡素化という観点から、教授以上で構成する人事の教授会で進めていた教員選考委員会の設置・委員の指名について、教育研究評議会が行うこととするなど、以下のとおり改善・充実に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員選考手続の一部変更</li> <li>・助教の任期制導入</li> </ul> <p>また、平成19年度に特任教員制度を導入することを決定した。</p> <p>「平成17年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について」を検証の上、平成18年度配分基準を決定し配分した。また、配分後、改めて各講座・分野等から意見を聴取し、同配分基準の改善に向けた検討に着手した。</p>
<p>○学外の有識者・専門家の登用に 関する具体的方策</p> <p><b>【43】</b> 法令、経営を含む大学運営の専門家の登用を検討し、教育委員会等との人事交流についても検討する。</p>	<p>○学外の有識者・専門家の登用に 関する具体的方策として、次の ことを行う。</p> <p><b>【43】</b> 民間経験や高い専門性を有する職員を採用（任用期限付き採用を含む）した成果について検証し、次年度以降の人材登用に反映させる。</p>	<p>平成16年度に民間経験や高い専門性を有する職員として、「戦略情報」「学生支援」「国際交流」担当で3年の任期で採用した学長特別補佐について検証を行い、任期の延長等を決定した。</p>
<p>○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置</p> <p><b>【44】</b> 教員養成、現職教員のパワーアップと、各大学の機能の補完又は充実に資するよう、近隣の教員養成大学・学部との連携協力を進める。</p>	<p>○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置として、次のことを行う。</p> <p><b>【44】</b> 近隣の教員養成大学・学部との連携による連携協力事業を逐次実施する。</p>	<p>信州大学との連絡協議会を本学において開催し、本年度は連携・協力事業として、美術教育分野では須坂市で開催された「くらすかたち展」（蔵造りの建物や町並みを活用した立体造形の合同展覧会）における学生交流を行った。また、体育教育分野では、幼少年剣道指導を行った。</p> <p>東京学芸大学等5大学の共同取組として、現代GPに申請し、教員養成のレベルアップを目的とした「モジュール型コア教材」を共同開発した。</p>

**II 業務運営の改善及び効率化**  
**2 教育研究組織の見直しに関する実施状況**

**中期目標** 大学の置かれた状況、社会のニーズを踏まえた大学のビジョンやミッションと、全教職員に共有される大学の進む方向に基づき、学長のリーダーシップの下に、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。この際、各教員の多様なアイデアに基づく、多様な教育・研究指導が可能な組織とする。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <p><b>【45】</b>            大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化し、学長のリーダーシップの下に、柔軟かつ機動的に教育研究組織の編成・見直しができるようなシステムとする。</p> <p>○教育研究組織の見直しの方向性</p> <p><b>【46】</b>            学部、研究科、附属学校については、現状を維持する。            大学院の専攻・コース・分野等について、研究指導の内容等に応じ、より適切な教員配置の観点から、平成16年度中に検討を行い、平成17年度以降、必要に応じて内容・名称等の変更や新設を実施する。            現職教員を対象とする大学院修士課程については、近隣の大学と連合・連携による設置の可能性に</p>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策具体的措置として、次のことを行う。</p> <p><b>【45】</b>            教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとられない弾力的な教員組織の編成に努める。</p> <p>○教育研究組織の見直しの方向性に関し、次のことを行う。</p> <p><b>【46】</b>            専攻・コース・分野等について、必要に応じて内容・名称の変更・新設を実施する。</p>	<p>弾力的な教員組織の編成について検討を行い、従来、学部配置されていた教員を平成19年4月1日付けで大学院へ所属換えすることにより大学院を部局化するとともに、平成20年4月には新たな教員組織に移行することを決定した。</p> <p>大学院学校教育研究科と学校教育学部の専攻・コース・分野の見直しについては、以下のとおり実施することとした。            (平成19年度実施)            ・大学院学校教育研究科の「障害児教育専攻」の名称を『特別支援教育専攻』に改める。            ・学校教育学部に『臨床心理学コース』を新設し、それに伴い発達臨床コースの「心理臨床分野」の名称を『学校心理分野』に改める。            (平成20年度実施)            ・教職大学院(教育実践高度化専攻：教育実践リーダーコース、学校運営リーダーコース)について、設置計画の充実を図った。            ・修士課程については、幼児教育専攻及び特別支援教育専攻をコースとして学校教育専攻に統合するなどの見直しを行った。            ・学校教育学部については、幼児教育専修をコースとして学校教育専修に統合することとした。</p>



についても検討する。  
教育に関する臨床研究の推進と  
その成果を踏まえ、新たな理念に  
基づく大学院博士課程について可  
可能性等の検討を行う。

**II 業務運営の改善及び効率化**  
**3 人事の適正化に関する実施状況**

**中期目標** 教員人事は、シンプルで明確な基準によって管理し、その基準は公開を原則とし、公開しうる業績等のデータによって評価する。研究業績によって基準を定め、教育・研究指導の実績を重視した評価を行う。  
 教員の創意工夫と職員の志気が反映される人事システムを目指す。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <p><b>【47】</b>          教員人事では、シンプルで明確な基準によって管理し、その基準は公開を原則とし、公開しうる業績等のデータによって評価する。研究業績によって基準を定め、教育・研究指導の実績を重視した評価を行うことを基本とし、具体的な評価基準を平成16年度中に定める。          また、事務系職員の評価については、企画立案、管理・運営、学生サービス、研究支援等の職種に応じ、「業績評価・目標管理」など、民間の手法を参考に、適切に実施する。</p> <p>○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <p><b>【48】</b>          学校現場における教育経験を有する者の全教員中に占める割合を高めるため、その促進策を平成16年度中に検討する。          現職教員や指導主事等を一定の</p>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【47】</b>          人事評価制度を構築し、可能なものから実施する。</p> <p>○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【48】</b>          任期を付して採用された教員を臨床教育研究のプロジェクトチームの一員とし、共同研究を実施する。</p>	<p>実施状況等</p> <p>大学教員の人材評価については、「大学教員に係る人材評価の基本的な考え方」に基づき、「平成18年度における大学教員に係る人材評価の実施について」を決定し、平成19年度に教員人材評価システムを試行実施することとした。          附属学校教員の人事評価については、新潟県教育委員会との人事交流を踏まえ、「附属学校教員に係る人材評価の基本的な考え方」を決定し、平成19年度に試行実施することとした。          事務系職員の人事評価については、国が試行中の評価及び他大学の評価システムを参考に「事務系職員に係る人材評価の基本的な考え方」を決定し、平成19年度に試行実施することとした。</p> <p>学校教育総合研究センターに3年任期の助教授として採用した教員を、以下の臨床教育研究プロジェクトチームの一員として共同研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4年次への「総合インターンシップ」導入の効果に関する取組</li> <li>・学部授業のプログラム構築とその有効性に関する考察の取組</li> <li>・特色G Pプロジェクト「カリキュラム改革冊子」－教員養成課程カリキュラムの改善・改革の方向</li> </ul>

<p>任期を付して教員に採用する制度を構築する。採用された教員は、臨床教育研究のプロジェクトチームの一員として、共同研究を実施し、学部の授業を分担する。</p>		<p>性一</p>
<p>○教員の流動性向上に関する具体的方策</p> <p>【49】 現職教員や指導主事等を任期制により教員に採用できるよう都道府県教育委員会等と協議を行う。教員採用は、従来どおり公募制を基本とする。</p>	<p>○教員の流動性向上に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【49】 (平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし)</p>	<p>平成17年4月から配置した3年任期の助教授については、学部学生及び大学院学生への実践教育や教育実習指導並びに長期履修学生制度（教育職員免許取得プログラム）適用学生の履修指導及び就職指導に大いに貢献している。 また、平成18年度の教員採用5件中、すべてで公募を実施した。</p>
<p>○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策</p> <p>【50】 外国人・女性教員採用に関する検討を組織的に行い、その促進を図る。</p>	<p>○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【50】 (平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし)</p>	
<p>○事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <p>【51】 事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。</p>	<p>○事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【51】 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。</p>	<p>新任部局長等研修や新任職員研修等を含む年間研修計画を作成し、実施した。また、民間からの研修案内を学内周知し、大学評価セミナーや大学経営革新シンポジウム等に積極的に参加させた。</p>
<p>○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策</p> <p>【52】 教員に対する評価結果を給与、研究費、サバティカル等に反映させる。また、事務系職員についても適切な評価を行い、給与等に反映させる。</p>	<p>○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【52-1】 ① 人事評価制度を構築し、可能なものから実施する。</p>	<p>大学教員の人材評価については、「大学教員に係る人材評価の基本的な考え方」に基づき、「平成18年度における大学教員に係る人材評価の実施について」を決定し、平成19年度に教員人材評価システムを試行実施することとした。 附属学校教員の人事評価については、新潟県教育委員会との人事交流を踏まえ、「附属学校教員に係る人材評価の基本的な考え方」を決定し、平成19年度に試行実施することとした。 事務系職員の人事評価については、国が試行中の評価及び他大学の評価システムを参考に「事務系職員に係る人材評価の基本的な考え方」を決定し、平成19年度に試行実施することとした。</p>

【52-2】

② 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね7%の人件費の削減を図る。

総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額27億3百万円から、概ね12.9%（3億48百万円）の人件費を削減した。

**II 業務運営の改善及び効率化**  
**4 事務等の効率化・合理化に関する実施状況**

**中期目標** 事務組織は、弾力的な組織にし、教職員一体での大学運営に対応できるよう、効率化・合理化を図るとともに、企画・立案機能を強化する。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p><b>【53】</b>            各種業務の集中化・電子化等により、事務処理の簡素化・効率化を図る。            費用対効果の観点から可能なものについてアウトソーシングを積極的に進める。            企画・管理部門、教育研究支援組織の機能分化を図る。            事務組織・職員配置の再編、合理化を図る。            (学生へのサービス部門、人事・給与・共済関係業務、契約・維持管理等関係事務部門、広報・外部資金担当部門の一元化等)</p> <p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <p><b>【54】</b>            新規職員採用試験については、近隣大学との共同実施とするほか、業務の効率化の観点から可能なものについてはできる限り共同業務処理の方向で調整する。            事務情報化を推進(他大学等と</p>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【53-1】</b>            ① 学務情報システムの運用を開始し、学務部事務の効率化・合理化を図る。</p> <p><b>【53-2】</b>            ② 事務組織・職員配置の再編、合理化を図り、学生支援部門の充実に努める。</p> <p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【54】</b>            (平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし)</p>	<p>学務情報システム運用による発生源入力化及びデータ一元化により、学務部事務の効率化・合理化を図った。</p> <p>平成18年4月1日付けで以下のとおり事務組織を改組した。            ・総務部に置かれていた「研究連携室」を学務部に移行し、国際交流関係部門の一元化及び学生支援部門の充実に努めた。            ・業務の効率化・均一化等を目的に係制を廃して、チーム制を導入した。</p> <p>関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験に参加し、同試験合格者を平成19年4月に採用することとした。</p>

<p>の連携・協力を含む。)する。</p>		
<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p><b>【55】</b>          学生等居住施設管理運営業務、          大学生会館の学生生活支援サービス          業務、情報処理に関するメンテナ          ンス、給与計算処理、旅費事務処          理業務等のアウトソーシングを検          討する。</p>	<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【55】</b>          (平成16・17年度に実施済のため、平成18年度年度計画なし)</p>	

**Ⅲ 財務内容の改善**  
**1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況**

**中期目標** 本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用して、外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。

中期計画	年度計画	実施状況等
<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b>	<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b>	
○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策  <b>【56】</b> 大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置し、外部資金獲得のための情報収集、普及・研修などの啓発業務を実施する。	○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【56】</b> (平成16・17年度に実施済及び平成19年度に実施予定のため、平成18年度年度計画なし)	
○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策  <b>【57】</b> 地方公共団体等からの委託業務、地方公共団体等への研修プログラムの提供、遠隔授業教材販売、大学の教育サービスや学内駐車場利用料徴収等、公開講座等の拡充、大学施設利用の有料化等を総合的に検討し、実施する。	○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【57】</b> 心理教育相談室における相談の有料化に向けた体制の整備を図る。	平成19年度からの心理教育相談室の相談料の有料化に向け、施設の拡充及び規程の整備を行った。 また、新たな収入確保のため、卒業生に対する証明書等の発行手数料及び学生の身分証明書の再発行手数料の徴収を決定した。

**Ⅲ 財務内容の改善**  
**2 経費の抑制に関する実施状況**

中期目標	教育施設・設備の有効活用、管理業務等の合理化に努め、経常的経費の縮減に一層努める。
------	---

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <p><b>【58】</b>            各種請負契約の包括化、電子計算機システムのリース契約の一本化、光熱水量節約に関するキャンペーン、ペーパーレスの一層の促進、各種業務の外注化、受益者負担を徹底する。</p>	<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○管理的経費の抑制に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【58】</b>            情報基盤センター及び事務用電子計算機のシステム契約を一本化し、スケールメリットを生かして統合システムに更新する。</p>	<p>「情報処理システム」及び「事務用電算機システム」の賃貸借契約を統一したことにより340万円を節約した。</p>



**Ⅲ 財務内容の改善**  
**3 資産の運用管理の改善に関する実施状況**

**中期目標** 資金の安全かつ有利な運用管理を図るとともに、土地、施設設備の効果的・効率的な運用管理を図る。

中期計画	年度計画	実施状況等
<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>	<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>	
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策  <b>【59】</b> 既存資産の地域社会への開放など、積極的活用を推進する。 学内駐車場利用の有料化などを検討する。	○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策として、次のことを行う。  <b>【59】</b> 大学施設の地域開放を積極的に推進するため、可能なものから施設整備に努める。	大学施設の地域開放を推進するため、以下の施設整備等を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用案内を大学ホームページ掲載</li> <li>・学外者用駐車場の拡充拡大</li> <li>・身障者用手すりの増設</li> <li>・自然観察路（緑の小径）の補修整備</li> <li>・上越市地域防災計画等に基づく避難所として指定されている附属小学校体育館の耐震改修</li> </ul>

**IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供**  
**1 評価の充実に関する実施状況**

**中期目標** 本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、本学の教育・研究指導の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する観点から、教育・研究指導の状況について点検及び評価を行うとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための基本方針を策定し、実施する。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>  <b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <p><b>【60】</b>            本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけて、自己点検・評価を実施する。具体的には、評価の視点を見直し、在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望や、修士研究発表会等の反応に対する実現・改善度を評価の視点に加えるなどにより、自己点検・評価の改善を図る。</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b>  <b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【60】</b>            在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望等を聴取した結果を業務の改善等に反映させているかを検証する。</p>	<p>在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望等を聴取した結果を、以下の業務の改善等に反映させていることが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院説明会の開催案内の早期化</li> <li>・大学ホームページ充実</li> <li>・学務情報システムの導入</li> <li>・学生宿舎の改修</li> <li>・講義支援システムの改善 など</li> </ul>
<p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <p><b>【61】</b>            評価結果を大学運営の改善に活用するため、点検・評価に基づく改善計画を策定するとともに定期的なフォローアップを実施するシステムを確立する。</p>	<p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【61】</b>            点検・評価結果を大学運営に反映するシステムを運用するとともに、同システムの充実を図る。</p>	<p>評価支援室を設置し、平成19年度に実施する組織の運営状況等に関する自己点検・評価において、「重点的に取組んだ課題や改善事項及び検討課題への取組状況等」を必須記載項目とし、定期的なフォローアップの充実を図った。</p>

**IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供  
2 情報公開等の推進に関する実施状況**

**中期目標** 社会に対する説明責任を果たしていく必要から、特に定める情報以外は、公開を基本とし、多様な媒体を通して積極的に発信する。  
公開した情報に対して、社会からの評価を積極的に求める。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b> <b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <p><b>【62】</b> 効率的・効果的な情報公開・提供・開示の前提として、本学保有情報を含め、各種関係情報を収集・整理し、データベース化を進め、提供していく。 国民への説明責任を果たすために本学が発信すべき情報を整理し、趣旨・目的に応じた発信媒体を適切に選定する。 本学としてのUI (University Identity) を確立するとともに、本学のイメージ向上と学生確保のための戦略的・魅力的な広報のあり方についての基本方針を策定し、平成16年度から逐次実現する。 情報公開、広報媒体として重要度が増すホームページを魅力的なものに構築するため、外注などの新しい取組も視野に入れる。 ホームページ、冊子等の広報媒体の効果等について、評価システムを確立し、不断にコンテンツ及び提供方法の改善を図る。 大学における教育・研究活動を広報することを目的として出版・講演を積極的に援助する。</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b> <b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【62-1】</b> ① 大学情報の積極的な公開・提供のために、各委員会等における検討内容との調整を図り、データベース化を進め、公開可能となったものから逐次公開する。</p> <p><b>【62-2】</b> ② 既存の情報発信媒体が国民への説明責任を果たしているか随時見直しを図り、不断に情報提供の改善を図る。</p> <p><b>【62-3】</b> ③ 各種広報媒体の効果等を検討し、コンテンツ及び提供方法の改善を図る。</p> <p><b>【62-4】</b> ④ 教員のニーズに基づく出版及び講演・学会誘致等に対する援助の在り方を検討する。</p>	<p>大学教員の教育・研究活動を公開している教育研究スタッフプロフィールの掲載項目を見直し、内容の充実を図った。 学外の教育関係者に教育情報等を提供するため、教育情報等検索システムを構築した。</p> <p>本学ホームページにおける新着情報を平成17年度の59件から、平成18年度は171件と大幅に拡充し、大学から発信する情報の鮮度の維持に努めた。 また、「学報」を印刷物から電子化し本学ホームページ上に掲載することで、社会へ広く公開した。</p> <p>本学の広報誌である「J U E N 第5号」において、保護者等を対象としたアンケート調査を実施し、内容の充実・改善に努めた。 入試広報の効果を検証するため、大学・大学院説明会参加者や合格者等に対して、本学をどのような媒体で知ったかなどの入試広報に係るアンケート調査を実施した。 本学ホームページにおける新着情報を平成17年度の59件から、平成18年度は171件と大幅に拡充し、大学から発信する情報の鮮度の維持に努めた。</p> <p>教員の研究成果の出版に対する助成及び本学からの指導助言者に対する援助・協力として、学会誘致に際しての施設利用料を一部援助することや上越観光コンベンション協会の補助金事業を周知することとした。</p>

**V その他業務運営に関する重要事項**  
**1 施設設備の整備・活用等に関する実施状況**

**中期目標** 本学の教育研究等の基本目標を踏まえ、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、最適なキャンパス環境を形成するため、トップマネジメントの一環として、施設マネジメントの基本的方針を決定するシステムを構築するとともに、必要な施設整備と効果的な活用を進めるため、実効性ある点検評価を行い、「民」の経営的発想を取り入れる。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○施設等の整備に関する具体的方策</p> <p><b>【63】</b>            教育研究系施設については、これまで実施した改革に伴う施設再配置計画を踏まえ、IT関連施設・設備、自学自習の場の確保、教育研究単位の集中化等、懸案事項の解決に向けて改善整備の推進に努める。            学生ニーズや教育・研究動向を踏まえた施設マネジメントの基本方針を検討する。            附属図書館、附属学校、学生宿舎、大学会館等の支援系施設については、学生支援の充実、国際交流、地域貢献の推進の観点から整備の推進に努め、必要に応じ管理形態の見直しを行う。            基幹・環境については、開かれた大学として、防災・防犯対策、バリアフリー対策等に配慮するとともに、保存緑地を生かしたアメニティ空間の整備・維持に努める。            耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、年次計画による改修整備の推進に努める。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○施設等の整備に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【63-1】</b>            ① 既存施設の改善整備の推進に努める。</p> <p><b>【63-2】</b>            ② 学生ニーズや教育・研究動向を踏まえた施設マネジメントの基本方針を平成19年度までに策定する。</p> <p><b>【63-3】</b>            ③ 学生支援系施設の整備の推進に努める。</p> <p><b>【63-4】</b>            ④ 学生宿舎、大学会館については、必要に応じて管理形態の見直しに努める。</p>	<p>実施状況等</p> <p>既存施設について以下の改善整備を行った。            ・学生のノートパソコン所持の普及に合わせ、学内LAN環境等情報関連設備の整備            ・学生サービス及び施設の有効活用の観点から自学自習の場として講義室の解放（平日の夜間及び土曜・日曜・祝日の終日）            ・学校ヘルスケア分野開設に伴う実験室等の整備</p> <p>学生からの施設等に関する改善・改修等の要望を踏まえ、積極的な施設マネジメントを導入すべく「施設マネジメントの基本方針」を策定した。</p> <p>学生支援系施設について以下の整備を行った。            ・学生宿舎アスベスト除去            ・附属小学校体育館耐震改修            ・附属図書館入退室管理システム更新及び閲覧室の環境整備            ・附属中学校給食調理室改修及び設備更新            ・学生宿舎内装改修及び居室鍵取替            ・大学会館駐輪場整備及び植栽            ・課外活動共用施設室内環境整備            ・国際交流推進室の整備</p> <p>学生宿舎アンケート等による学生の要望や規律・安全性の一層の確保のため、学生宿舎内を男女分離式管理とするとともに、浴室の入室管理システムの変更を行った。</p>

	<p>【63-5】</p> <p>⑤ 基幹・環境については、防災・防犯対策、バリアフリー対策に配慮した整備・維持に努める。</p>	<p>防災・防犯、バリアフリー対策として以下の施設整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏電による火災防止及び外灯倒壊・電球破壊防止のための外灯周辺樹木の剪定</li> <li>・外灯の増設、鍵の取替、入口扉の取替、人感センサーの設置</li> <li>・身障者用に手すり・スロープの設置</li> </ul>
<p>○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <p>【64】</p> <p>施設利用を固定化せず、原則的に共用化することによって、効率的・効果的な利用を図る。</p> <p>教育研究活動等に関する目標に沿って全学的な見地から施設の点検評価を行うとともに、利用施設の再配置について検討する。</p> <p>施設の劣化度、管理状況等を恒常的に把握するとともに、各年毎の維持保全経費を確保し、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理に努める。</p>	<p>○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【64-1】</p> <p>① 既存施設の効率的・効果的な利用のため、共用化の推進を図る。</p> <hr/> <p>【64-2】</p> <p>② 中期計画の進展、教員の異動等に伴う施設ニーズの変化に対応すべく、各室の効果的な再配置を検討し、実施する。</p>	<p>既存施設の効率的・効果的な利用を図るため、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなスペース区分（大学管理スペース、教員貸与スペース、学生スペースの3つの区分）によるルールの策定</li> <li>・旧心理教育相談室の共用化</li> </ul> <hr/> <p>施設ニーズの変化に対応するため、以下の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院生研究室を所属コース毎に集約化</li> <li>・教員の研究室を所属講座毎に集約化</li> <li>・稼働率の低い実習室及び研究室を新分野に再配置</li> </ul>

**V その他業務運営に関する重要事項**  
**2 安全管理に関する実施状況**

**中期目標** 労働安全衛生法に定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な就労・修学環境を実現する視点からの改善を図りながら、本学学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員の安全と健康の確保に努める。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p><b>【65】</b>            教職員に対する本学安全衛生管理規定に基づく啓蒙及び研修を実施する。            学生及び教職員を対象とする健康診断を実施するとともに、健康保持増進のための措置を講ずる。            保健管理センターにおける心身の健康相談を充実する。            実験研究環境等を一元管理する体制を整え、安全管理を徹底する。</p> <p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <p><b>【66】</b>            学生及び職員に対する災害発生防止対策、災害発生原因の調査及び再発防止対策を講ずる。            学生及び附属学校の幼児・児童・生徒への安全教育を徹底する。            防災訓練を実施する。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【65-1】</b>            ① 精神衛生相談及び健康診断の充実を図る。</p> <p><b>【65-2】</b>            ② 実験研究環境等を一元管理する体制づくりを進めるとともに、安全管理を徹底する。</p> <p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p><b>【66-1】</b>            ① 防災に関するマニュアル及び防災に関する計画について、災害対策本部等で見直しを行い、充実を図る。</p> <p><b>【66-2】</b>            ② 実験・実習時の心得、災害予防や防犯の心得等を学生に周知するため、「安全の手引き」を</p>	<p>実施状況等</p> <p>「不適応状態（行動）を有する学生の指導」に関する学内フローを作成し、学生の早期のカウンセリング受診を促す体制を強化した。</p> <p>危機管理の総括及び円滑な推進、危機管理対策の改善・強化などを全学的・総合的に行う体制として、危機管理室の設置を決定した。            また、学内巡視点検を実施し、改善等を行う一方、安全・衛生環境委員会の見直しを図り、施設の安全及び環境の保全を目的とする施設安全・環境委員会に組織変更することを決定した。</p> <p>危機管理室を設置し、予防的な観点も含め、法人運営に影響を及ぼす恐れのあるあらゆる事象に対応した各種マニュアルの整備に着手した。</p> <p>平成18年版「安全の手引」を作成し、学部及び大学院のオリエンテーションで配布し、災害予防・安全確保、実験・実習時の心得等について周知した。また、「安全の手引」活用状況について調査を行い、今後の手引の作成に反映させることとした。</p>

作成し、学生に配付する。また、新入生オリエンテーション等の機会を通じ、安全教育を徹底する。

【66-3】

③ 警察等の外部講師による職員研修を実施するとともに、附属学校において、安全のための防犯避難訓練や交通安全指導等を実施する。

上越警察署の協力を得て、大学教職員の研修、避難訓練を実施した。また、附属幼・小・中のそれぞれにおいて、不審者対応の職員研修、避難訓練、交通安全指導等を実施した。

【66-4】

④ 災害対策本部において、山屋敷地区（大学校舎、学生宿舎）、西城地区（学校教育総合研究センター、附属小学校）、本城地区（附属中学校）、赤倉地区（赤倉野外活動施設）ごとに地震を想定した防災訓練を行う。

上越消防署の協力を得て、本学防災計画及び防災マニュアルに基づき、山屋敷地区、赤倉地区、西城地区、本城地区の各地区ごとに防災訓練を実施した。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
収入			
運営費交付金	3,383	3,383	—
施設整備費補助金	214	214	—
船舶建造費補助金	—	—	—
施設整備資金貸付金償還時補助金	—	—	—
補助金等収入	30	42	12
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25	25	—
自己収入	909	914	5
授業料、入学金及び検定料収入	825	831	6
附属病院収入	—	—	—
財産処分収入	—	—	—
雑収入	84	83	△1
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	25	96	71
長期借入金収入	—	—	—
目的積立金取崩	27	27	—
計	4,613	4,701	88
支出			
業務費	3,528	3,420	△108
教育研究経費	3,528	3,420	△108
診療経費	—	—	—
一般管理費	791	596	△195
施設整備費	239	239	—
船舶建造費	—	—	—
補助金等	30	42	12
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	25	95	70
長期借入金償還金	—	—	—
国立大学財務・経営センター施設費納付金	—	—	—
計	4,613	4,392	△221

2. 人件費

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
人件費（退職手当は除く）	2,919	2,759	△160

3. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
費用の部	4,359	4,162	△197
経常費用	4,359	4,153	△206
業務費	4,037	3,914	△123
教育研究経費	824	854	30
診療経費	—	—	—
受託研究経費等	3	80	77
役員人件費	140	47	△93
教員人件費	2,200	2,088	△112
職員人件費	870	845	△25
一般管理費	277	182	△95
財務費用	—	0	0
雑損	—	1	1
減価償却費	45	56	11
臨時損失	—	9	9
収益の部	4,344	4,382	38
経常収益	4,344	4,374	30
運営費交付金収益	3,216	3,148	△68
授業料収益	662	675	13
入学金収益	136	129	△7
検定料収益	27	28	1
附属病院収益	—	—	—
補助金等収益	30	41	11
受託研究等収益	3	80	77
寄附金収益	22	21	△1
財務収益	—	0	0
雑益	203	198	△5
資産見返運営費交付金等戻入	24	31	7
資産見返補助金等戻入	—	0	0
資産見返寄附金戻入	1	1	0
資産見返物品受贈額戻入	20	22	2
臨時利益	—	8	8
純利益	△15	220	235
目的積立金取崩益	15	21	6
総利益	—	241	241



## 4. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算-予算)
資金支出	5, 6 5 2	5, 5 6 2	△ 9 0
業務活動による支出	4, 2 7 8	3, 9 4 1	△ 3 3 7
投資活動による支出	2 9 9	3 8 0	8 1
財務活動による支出	—	—	—
翌年度への繰越金	1, 0 7 5	1, 2 4 1	1 6 6
資金収入	5, 6 5 2	5, 5 6 2	△ 9 0
業務活動による収入	4, 3 1 1	4, 3 9 8	8 7
運営費交付金による収入	3, 3 8 3	3, 3 8 3	—
授業料、入学金及び検定料による収入	7 8 9	7 9 7	8
附属病院収入	—	—	—
受託研究等収入	3	7 5	7 2
補助金等収入	3 0	4 2	1 2
寄附金収入	2 2	1 6	△ 6
その他の収入	8 4	8 5	1
投資活動による収入	2 3 9	2 5 6	1 7
施設費による収入	2 3 9	2 3 9	—
その他の収入	—	1 7	1 7
財務活動による収入	—	—	—
前年度よりの繰越金	1, 1 0 2	9 0 8	△ 1 9 4

**Ⅶ 短期借入金の限度額**

中期計画	年度計画	実績	
<b>1 短期借入金の限度額</b> 9億円  <b>2 想定される理由</b> 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	<b>1 短期借入金の限度額</b> 9億円  <b>2 想定される理由</b> 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	該当なし	

**Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する状況**

中期計画	年度計画	実績	
・重要な財産を譲渡する計画 山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、130㎡）を譲渡する。	計画の予定なし	該当なし	

**Ⅸ 剰余金の使途**

中期計画	年度計画	実績	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究環境整備積立金から27百万円を取り崩し、心理教育相談室の移転・増設等に係る経費に充てた。	

**X その他 1 施設・設備に関する状況**

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額  151	施設整備費補助金  (151)	・アスベスト対策工事 ・附属小学校屋内運動場改修 ・小規模改修	総額  239	施設整備費補助金 (214) 国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (25)	・アスベスト対策事業 ・附属小学校屋内運動場改修 ・小規模改修 ・耐震対策事業	総額  239	施設整備費補助金 (214) 国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (25)
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

**○ 計画の実施状況等**

**【アスベスト対策工事】**

平成17年度補正予算額(92百万円)に対し、改修工事を平成17年度補正予算額繰越分(61百万円)として支出した。

**【附属小学校屋内運動場改修】**

平成17年度補正予算額(158百万円)に対し、改修工事を平成17年度補正予算額繰越分(153百万円)として支出した。

**【小規模改修】**

年度計画に基づき実施したもの(25百万円)

老朽化や機能劣化に伴う施設整備の更新及び改善整備を計画し、次の改修を行った。

- ・設備機械棟非常用発電機改修工事
- ・本城住宅屋上防水改修工事
- ・附属中学校プール改修工事

**【耐震対策事業】**

概算要求事項である施設整備事業の内、屋内運動場改修が補正予算により措置された。

当該事業は、平成19年2月に施設整備費補助金として交付を受け、設計業務は平成18年度に契約し、支出は平成19年度に繰り越し(設計業務完成:平成19年4月)、改修工事は平成19年度に繰り越した。(工事完成:平成20年1月)

**X その他 2 人事に関する状況**

中期計画	年度計画	実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学の理念・目的を最適に実現するため、できるだけ弾力的な教員組織を作るとともに、教員人事においては大学全体で行う。</li> <li>・ 柔軟で多様な人事制度を構築するとともに教員の流動性を向上させるため、現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用する制度を構築し、都道府県教育委員会等と協議を行う。</li> <li>・ 事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。</li> </ul> <p>また、大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 18,116百万円 (退職手当額は除く)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 教育・研究指導、研究等、機能や目的に対応できる柔軟な教育研究組織を基本に、従来の組織にとらわれない弾力的な教員組織の編成に努める。</li> <li>② 大学全体で教員人事を行うために、これまで実施した具体的方策について検証し、改善・充実に努める。</li> <li>③ 民間経験や高い専門性を有する職員を採用（任用期限付き採用を含む）した成果について検証し、次年度以降の人材登用に反映させる。</li> <li>④ 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。</li> </ol> <p>(参考1) 平成18年度の常勤職員数 304人 また、任期付き職員数の見込みを5人とする。</p> <p>(参考2) 平成18年度の人件費総額見込み 2,919百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>①及び②については、「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ○全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」P30, 参照</p> <p>③については、「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 ○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策」P30, 参照</p> <p>④については、「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 ○事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策」P34, 参照</p>

**X その他 3 運営費交付金債務及び当期振替額の明細**

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付金	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
16年度	79	-	-	-	-	-	79
17年度	158	-	0	-	-	0	158
18年度	-	3,383	3,148	165	-	3,313	71
合計	237	3,383	3,148	165	-	3,313	308

## (2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

## ①平成18年度交付分

(単位：百万円)

区 分	金 額	内 訳
成果進行基準による振替額		
運営費交付金収益	48	①成果進行基準を採用した事業等：「情報教育等の実践的指導力を備えた教員の養成・研修」事業、「特別支援教育のための大学院における教員養成・研修システムの開発」事業、国費留学生支援事業 ②当該業務に関する損益等 ㊦損益計算書に計上した費用の額：48 (教育研究支援経費：26、教員人件費：11、教育経費：11) ㊧自己収入に係る収益計上額：－ ㊨固定資産の取得額：60 (工具器具備品：58、図書：2) ③運営費交付金の振替額の積算根拠 「情報教育等の実践的指導力を備えた教員の養成・研修」事業については、計画に対する達成率が100%であったため、当該事業に係る運営費交付金債務を全額振替。 「特別支援教育のための大学院における教員養成・研修システムの開発」事業については、計画に対する達成率が100%であったため、当該事業に係る運営費交付金債務を全額振替。 国費留学生支援事業については、予定した在籍者数を満たしたため、当該事業に係る運営費交付金債務を全額振替。
資産見返運営費交付金	60	
資本剰余金	－	
計	108	
期間進行基準による振替額		
運営費交付金収益	2,878	①期間進行基準を採用した事業等：成果進行基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務 ②当該業務に関する損益等 ㊦損益計算書に計上した費用の額：3,553 (教員人件費：1,919、職員人件費：781、その他の経費：853) ㊧自己収入に係る収益計上額：916 ㊨固定資産の取得額：104 (建物36、図書31、工具器具備品26、その他の資産11) ③運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数(85%)を満たしていたため、期間進行業務に係る運営費交付金債務を全額振替。
資産見返運営費交付金	104	
資本剰余金	－	
計	2,982	
費用進行基準による振替額		
運営費交付金収益	222	①費用進行基準を採用した事業等：退職手当、その他 ②当該業務に関する損益等 ㊦損益計算書に計上した費用の額：222 (教員人件費：157、職員人件費：64、教育経費：1) ㊧自己収入に係る収益計上額：－ ㊨固定資産の取得額：1 (構築物1) ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務223百万円を振替。
資産見返運営費交付金	1	
資本剰余金	－	
計	223	
国立大学法人会計基準第77 第3項による振替額	－	該当なし
合 計	3,313	

## (3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
16年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	-	該当なし
	期間進行基準を採用した業務に係る分	23	・学生収容定員が一定数(85%)を満たさなかったため、その未充足学生の教育費相当額を債務として繰り越したもの。 ・当該債務は、中期目標期間終了時に国庫返納する予定。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	56	退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。  学校災害共済掛金、在外研究員等旅費 ・学校災害共済掛金、在外研究員等旅費の執行残であり、中期目標期間終了時に国庫返納する予定。
	計	79	
17年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	0	国費留学生経費 ・国費留学生経費について、在籍者数が予定数に達しなかったため、その未達分を債務として繰り越したもの。(15千円) ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	-	該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	158	退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。
	計	158	
18年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	-	該当なし
	期間進行基準を採用した業務に係る分	-	該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	71	退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。 認証評価経費 ・認証評価経費の執行残であり、翌事業年度に使用する予定。
	計	71	

X I 関連会社及び関連公益法人等

該当なし